

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和五年度答申第九号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和六年二月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（障害者支援課）

諮問日：令和4年10月28日

（令和4年度諮問第11号）

答申日：令和5年12月18日

（令和5年度答申第9号）

## 答申内容

### 第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和3年12月29日付けで審査請求人（以下「審査請求人」という。）から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきであるとする審査庁（広島県知事）の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

令和4年10月13日付け3審理第250号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

#### 2 審査庁の主張の要旨

令和4年10月28日付け諮問説明書

##### (1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

##### (2) 考え方の理由

###### ア 認定事実

審理員意見書4に記載のとおりである。

###### イ 判断

審理員意見書6(2)に記載のとおりである。

###### ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 本件処分が違法又は不当であるか否かについて

(1) 本件処分は、処分庁が、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の障害の程度が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以

下「政令」という。)別表第3の障害等級には該当しないと認定したことにより行われたものであるため、処分庁が行った障害等級の判定について検討すると、次のとおりである。

ア 令和3年11月11日付け特別児童扶養手当認定診断書(知的障害・精神の障害用)(以下「本件診断書」という。)によると、本件児童の障害の原因となった傷病名は「〇〇」とされており、合併症は「〇〇」とされているところ、この二つはいずれも、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」(「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」(昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。))によるもの。以下「認定要領」という。)別添1。以下「認定基準」という。)第7節2E(1)において〇〇の傷病名として例示されているものであることから、本件児童の障害の程度については、本件診断書の記載内容に基づき、認定基準第7節2Eにより障害の程度を総合的に判断することとなる。

イ 認定基準第7節2Eに基づく本件児童の〇〇の程度に係る判定については、次のとおりである。

(ア) 本件診断書の「⑧発達障害関連症状」の欄の記載によると、本件児童は、「相互的な社会関係の質的障害」の程度は「中度」と、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」の程度はいずれも「軽度」とされており、具体的な症状として「他人とのコミュニケーションは苦手。興味も限定している。予定通りにいかないと不安になる。」とされている。

(イ) 本件診断書の「⑪問題行動及び習癖」の欄の記載によると、「1興奮」、「2暴行」及び「3多動」が該当するとされており、具体的な症状として、「些細なことに反応し、イライラして暴言暴力行為がみられる。友人や妹を叩く。その場でじっとしているのが苦手。母親に対しての、暴力が激しい。物を投げる。」とされている。

(ウ) 一方で、本件診断書の「⑬日常生活能力の程度」の欄の記載によると、「食事」、「洗面」及び「入浴」については「一部介助(声掛け)」と、「排泄」及び「衣類」については「自立」とされている。また、「危険物」については「特定の物、場所はわかる」、「睡眠」については「問題なし」とされており、「介助の必要性とその程度について、具体的に」の記載によると、「キッチン

は危険だとわかっているが、コンロの火に近づくことある。」とされている。このことからすると、本件児童の日常生活能力の程度は、一部介助を要する場面が見られるものの、その程度は「声掛け」であり、日常生活に要する援助の度合いは低いと認められる。

- (エ) また、本件診断書の「⑭要注意度」の欄の記載によると、「3 随時一応の注意が必要」とされており、具体的な状態として「他に気を取られて飛び出すことがある。」とされている。
- (オ) さらに、本件診断書の「⑮医学的総合判定」欄の記載は「3軽度」とされている。
- (カ) 以上のことからすると、本件児童は、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、また、不適応な行動が見られることが認められる（このことは、処分庁も認めている。）ものの、本件児童の〇〇の程度が「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」であるとまでは認められない。
- ウ したがって、本件児童は、認定基準第7節1の「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（障害等級2級相当）であるとまでは認められないから、本件児童が認定基準第7節の障害の程度1級及び2級に該当しないとの処分庁の判断は、妥当であったと認められる。
- (2)ア 審査請求人は、本件児童は前回認定（令和2年1月7日付けで、本件児童の障害の程度が障害等級〇級に該当するとして、審査請求人が特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けたことをいう。以下同じ。）時に障害等級〇級との判定を受けており、本件児童の障害の状態が前回認定時から改善したとの診断は受けていないにもかかわらず、本件処分において障害等級非該当と判定されたことは不当である旨主張している。
- イ この点について、処分庁は、「本件処分を行ううえで、提出された診断書により審査を行った時点で、認定基準に該当しないと判断したものである。そのため、本件児童の障害が改善したと判断したものではない。」として、前回認定においては、前回認定の認定請求時に提出された令和元年11月1日付け特別児童扶養手当認定診断書（知的障害・精神の障害用）（以下「前回診断書」という。）の記載内容に基づき障害等級〇級と判定したが、本件処分においては、認定診断書の様式を変更したことに伴い、「従来把握できなかった障害の程度や日常生活の介助の必要性についての詳細が明らかになり、（本件診断書の）各項目の記載内容から」、本件児童の障害の程度について、障害等級非該当と判定したとしている。
- ウ 特別児童扶養手当の支給対象となる児童（以下「対象児童」という。）の障害の程度については、対象児童の現症、すなわち、提出された認定診断書に記載された内容に基づき判断されるものであり（認定要領2(4)）、本件処分における本件児童の障害の程度の判定は、審査請求人の特別児童扶養手当の受給資格の再認定に係る請求（以下「本件請求」という。）において提出された本件診断書の内容に基づき行われるものであるところ、本件処分時における本件児童の〇〇の程

度が、特別児童扶養手当の支給の対象となる障害の程度には該当しないことは、前記(1)のとおりであるから、前回認定時に障害等級〇級と判定されたことをもって、本件処分において障害等級非該当と判定されたことは不当であるとの審査請求人の主張は、採用できない。

- (3) また、審査請求人は、前回認定と本件処分とで詳細な差異が示されていないと主張しているが、前回認定時と本件処分時と判定が異なったことについては、前記(2)のとおりであり、また、本件処分において障害等級非該当と判定した理由については、令和3年12月1日付け特別児童扶養手当有期再認定却下通知書（以下「本件処分通知」という。）と同時に非該当通知書により審査請求人に示されているから、この点に係る審査請求人の主張は、採用できない。

- (4) 審査請求人は、特別児童扶養手当の認定制度が恣意的に運用されているのではないかと主張している。

しかしながら、本件処分における本件児童の障害の程度の判定は、審理員意見書4(4)及び(5)のとおり審査医師の意見聴取等の適正な手続を経て、認定要領及び認定基準の定めるところにより適正に行われており、その判定内容も前記(1)のとおり妥当なもの認められる。

その他、処分庁における特別児童扶養手当の受給資格の認定が恣意的に行われているとの事情が認められる点は見当たらず、この審査請求人の主張は、根拠を欠いたものであり、失当である。

- (5)ア 審査請求人は、（処分庁は）「診断書様式の変更により障害の程度等について詳細に把握できるようになり、適切な判断ができるようになったとしているが、その根拠が示されていない。また、診断の内容に対して明確な認定基準も示されていない。」と主張している。

イ 認定診断書の様式の変更について、処分庁によると、令和2年1月に認定診断書の様式を変更したとしており、前回診断書（変更前の様式）と本件診断書（変更後の様式）を比較すると、「⑤現病歴」に「ウ 投薬療法」、「エ 最近の通院治療回数」及び「オ 最近の療育等の状況」の記載欄が追加され、また、「⑧発達障害関連症状」の各発達障害関連症状の程度（軽度・中度・重度の別）、「⑬日常生活能力の程度」の一部介助の程度（見守り・声掛けの別）、「⑭要注意度」の注意の必要性についての具体的な記述及び「⑮医学的総合判定」の軽度・中度・重度の別などを新たに記載することとされたことが認められる。このことからすると、認定診断書の様式の変更に伴い、対象児童の現症について、より詳細に認定診断書に記載することが求められることとなり、その結果、対象児童の発達障害関連症状の程度や、日常生活能力に要する援助の度合について、処分庁がよりの確に把握することが可能となったことは明らかであるから、この点に係る審査請求人の主張は、採用できない。

ウ また、「明確な認定基準も示されていない」との主張については、前記(1)のとおり、本件処分における本件児童の障害の程度の判定は、認定基準に基づいて行われており、また、本件処分における審査基準は認定基準であること及び本件処分の理由（本件児童について障害等級非該当と判定した理由）は、本件処分通知とともに審査請求人に交付された非該当理由書において示されているから、この審査請求人の主張も、根拠を欠いたものであり、失当である。

(6) 以上を総合すると、本件児童の障害の程度が、政令別表第3に定める障害等級に該当しないとして行われた本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

## 2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和4年10月28日）
- 2 第1回審議（令和5年11月24日）  
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（令和5年12月18日）  
答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

- (1) 法の規定中、第2条第1項は、「この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」と、同条第5項は、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」と、第3条第1項は、「国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき……は、その父若しくは母……に対し、特別児童扶養手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。」と、第5条第1項は、「手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。」と規定している。
- (2) 特別児童扶養手当は、法第2条第1項に規定する「障害児」、すなわち、20歳未満であつて、法第2条第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者について支給することとしており、各級の障害の状態は、政令別表第3において定めている。

特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の障害の程度の認定については、認定要領2(4)により、申請者から提出された特別児童扶養手当認定診断書等に基づき行うこととしている。

また、認定要領2(6)において、「各傷病についての障害の認定は、別添1「障害程度認定基準」により行うこと。」としており、精神の障害による障害の程度については、認定基準第7節「精神の障害」において、「その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する」こととしている。

認定基準第7節2E(3)においては、〇〇における障害の程度の2級に相当すると認められるものとして「〇〇があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」と例示している。

- (3) 特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の障害の程度の認定については、前記(2)のとおり、認定要領2(4)により、申請者から提出された特別児童扶養手当認定診断書等に基づき行うこととしており、認定要領3(1)により、処分庁は、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこととしている。
- (4) 特別児童扶養手当の支給に関する事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。
- (5) 局長通知（審査会注：認定要領及び認定基準は、局長通知において示されたものであり、局長通知の一部である。）は、地方自治法第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準として位置付けており（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う児童扶養手当並びに特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当に関する法定受託事務に係る処理基準について（通知）」（平成13年7月31日雇児発第502号 障発第325号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 社会・援護局障害保健福祉部長通知）、処分庁においては、局長通知を行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の審査基準と位置付け、事務を行っている。
- (6) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

## 2 理由

- (1) 本件処分は、処分庁が、本件児童の障害の程度が、政令別表第3の障害等級には該当しないと認定したことにより行われたものであるため、処分庁が行った障害等級の判定について検討すると、次のとおりである。

ア 本件診断書によると、本件児童の障害の原因となった傷病名は「〇〇」とされ

ており、合併症は「〇〇」とされているところ、この二つはいずれも、認定基準第7節2E(1)において〇〇の傷病名として例示されているものであることから、本件児童の障害の程度については、本件診断書の記載内容に基づき、認定基準第7節2Eにより障害の程度を総合的に判断することとなることが認められる。

イ 認定基準第7節2Eに基づく本件児童の〇〇の程度に係る判定については、次のとおりである。

(ア) 本件診断書の「⑧発達障害関連症状」の欄の記載によると、本件児童は、「相互的な社会関係の質的障害」の程度は「中度」と、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」の程度はいずれも「軽度」とされており、具体的な症状として「他人とのコミュニケーションは苦手。興味も限定している。予定通りにいかないと不安になる。」とされている。

(イ) 本件診断書の「⑪問題行動及び習癖」の欄の記載によると、「1興奮」、「2暴行」及び「3多動」が該当するとされており、具体的な症状として、「些細なことに反応し、イライラして暴言暴力行為がみられる。友人や妹を叩く。その場でじっとしているのが苦手。母親に対しての、暴力が激しい。物を投げる。」とされている。

(ウ) 一方で、本件診断書の「⑬日常生活能力の程度」の欄の記載によると、「食事」、「洗面」及び「入浴」については「一部介助（声掛け）」と、「排泄」及び「衣類」については「自立」とされている。また、「危険物」については「特定の物、場所はわかる」、「睡眠」については「問題なし」とされており、「介助の必要性とその程度について、具体的に」の記載によると、「キッチン

は危険だとわかっているが、コンロの火に近づくことある。」とされている。このことからすると、本件児童の日常生活能力の程度は、一部介助を要する場面が見られるものの、その程度は「声掛け」であると認められる。

(エ) また、本件診断書の「⑭要注意度」の欄の記載によると、「3 随時一応の注意が必要」とされており、具体的な状態として「他に気を取られて飛び出すことがある。」とされている。

(オ) さらに、本件診断書の「⑮医学的総合判定」欄の記載は「3軽度」とされている。

ウ 以上のことからすると、本件児童は、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、また、不適応な行動が見られることが認められる（このことは、処分庁も認めている。）ものの、本件児童の〇〇の程度が認定基準第7節1の「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（障害等級2級相当）であるとまでは認められないとした処分庁の判断は相当として是認できる。



なお、上記のとおり、「特別児童扶養手当認定診断書（知的障害・精神の障害用）」の「現症」の項には各種症状が列記され、対象児童の状況に応じて医師がこれら各種症状のなかから該当するものを選択する様式になっているが、対象児童のどのような状況が各種症状のどれに該当するのかといった基準が明らかでなく、また、「⑩医学的総合判定」の項には障害の程度として「重度」、「中度」、「軽度」が記載され、医師が上記「現症」を基に障害の程度を選択する様式になっているが、これら「重度」、「中度」、「軽度」が選択される際の医師の判断過程も明らかではないものの、このことをもって、直ちに、本件処分が取り消されるべき違法又は不当なものとはいえない。

- (2)ア 審査請求人は、本件児童は前回認定時に障害等級〇級との判定を受けており、本件児童の障害の状態が前回認定時から改善したとの診断は受けていないにもかかわらず、本件処分において障害等級非該当と判定されたことは不当である旨主張している。
- イ この点について、処分庁は、「本件処分を行ううえで、提出された診断書により審査を行った時点で、認定基準に該当しないと判断したものである。そのため、本件児童の障害が改善したと判断したものではない。」として、前回認定においては、前回診断書の記載内容に基づき障害等級〇級と判定したが、本件処分においては、認定診断書の様式を変更したことに伴い、「従来把握できなかった障害の程度や日常生活の介助の必要性についての詳細が明らかになり、（本件診断書の）各項目の記載内容から」、本件児童の障害の程度について、障害等級非該当と判定したとしている。
- ウ 対象児童の障害の程度については、対象児童の現症、すなわち、提出された認定診断書に記載された内容に基づき判断されるものであり（認定要領2(4)）、本件処分における本件児童の障害の程度の判定は、本件請求において提出された本件診断書の内容に基づき行われるものであるところ、本件処分時における本件児童の〇〇の程度が、特別児童扶養手当の支給の対象となる障害の程度には該当しないことは、前記(1)のとおりであるから、前回認定時に障害等級〇級と判定されたことをもって、本件処分において障害等級非該当と判定されたことは不当であるとの審査請求人の主張は、採用できない。
- (3) また、審査請求人は、前回認定と本件処分とで詳細な差異が示されていないと主張しているが、前回認定時と本件処分時と判定が異なったことについては、前記(2)のとおりであり、また、本件処分において障害等級非該当と判定した理由については、本件処分通知と同時に非該当通知書により審査請求人に示されているから、この点に係る審査請求人の主張は、採用できない。
- (4) 審査請求人は、特別児童扶養手当の認定制度が恣意的に運用されているのではないかと主張している。

しかしながら、本件処分における本件児童の障害の程度の判定は、審査医師の意見聴取等の適正な手続を経て、認定要領及び認定基準の定めるところにより適正に行われており、その判定内容も前記(1)のとおり妥当なものと認められる。

その他、処分庁における特別児童扶養手当の受給資格の認定が恣意的に行われているとの事情は認められず、この審査請求人の主張は、採用できない。

(5)ア 審査請求人は、「(処分庁は)診断書様式の変更により障害の程度等について詳細に把握できるようになり、適切な判断ができるようになったとしているが、その根拠が示されていない。また、診断の内容に対して明確な認定基準も示されていない。」と主張している。

イ 認定診断書の様式の変更について、処分庁によると、令和2年1月に認定診断書の様式を変更したとしており、前回診断書(変更前の様式)と本件診断書(変更後の様式)を比較すると、「⑤現病歴」に「ウ 投薬療法」、「エ 最近の通院治療回数」及び「オ 最近の療育等の状況」の記載欄が追加され、また、「⑧発達障害関連症状」の各発達障害関連症状の程度(軽度・中度・重度の別)、「⑬日常生活能力の程度」の一部介助の程度(見守り・声掛けの別)、「⑭要注意度」の注意の必要性についての具体的な記述及び「⑮医学的総合判定」の軽度・中度・重度の別などを新たに記載することとされたことが認められる。このことからすると、認定診断書の様式の変更に伴い、対象児童の現症について、より詳細に認定診断書に記載することが求められることとなり、その結果、対象児童の発達障害関連症状の程度や、日常生活能力に要する援助の度合について、処分庁がよりの確に把握することが可能となったことは明らかであるから、この点に係る審査請求人の主張は、採用できない。

ウ また、「明確な認定基準も示されていない」との主張については、前記(1)のとおり、本件処分における本件児童の障害の程度の判定は、認定基準に基づいて行われており、また、本件処分における審査基準は認定基準であること及び本件処分の理由(本件児童について障害等級非該当と判定した理由)は、本件処分通知とともに審査請求人に交付された非該当理由書において示されているから、この審査請求人の主張も、採用できない。

(6) 以上を総合すると、本件児童の障害の程度が、政令別表第3に定める障害等級に該当しないとして行われた本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

### 3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。よって第1のとおり答申する。

## 第6 付言

本件処分に当たっては、前記第5の2(1)のとおり、処分庁は、本件診断書の記載内容に基づき、認定基準第7節2Eにより障害の程度を判断したことが認められる。

この場合、本件処分に当たって用いられる特別児童扶養手当認定診断書（知的障害・精神の障害用）の項目に記載されているもの及び軽度・中度・重度の適用区分については、特段の判断基準が定められていないため、診断書を作成する医師の裁量いかんによって、その該非及び適用区分が大きく分かれることが懸念される。

行政手続における公正の確保と透明性の向上といった観点から、本件制度の運用に関し、より分かりやすい基準作成の検討が望まれる。

#### 広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	折	橋	洋	介
委員	谷	脇	裕	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。